

町内の協定集落(8集落)	
西友枝大入集落	東上大桐集落
西友枝松尾・横川集落	原井集落
西友枝仙代集落	百留集落
東上有田集落	上唐原南区集落

**協定集落ではこんな活動をしています。**

**(1) 農業生産活動などを継続するための活動**

- ① 農業生産活動など
  - 例：耕作放棄の発生防止活動、水路・農道などの管理活動(泥上げ、草刈りなど)
- ② 多面的機能を増進する活動
  - 例：周辺林地の管理、景観作物の作付、体験農園、魚類などの保護

**(2) 体制整備のための前向きな活動**

**● 農業生産性の向上**

- ① 機械・農作業の共同化
- ② 高付加価値型農業生産条件の改良
- ③ 担い手への農作業の委託
- ④ 担い手への農作業の委託
- ⑤ 担い手への農作業の委託

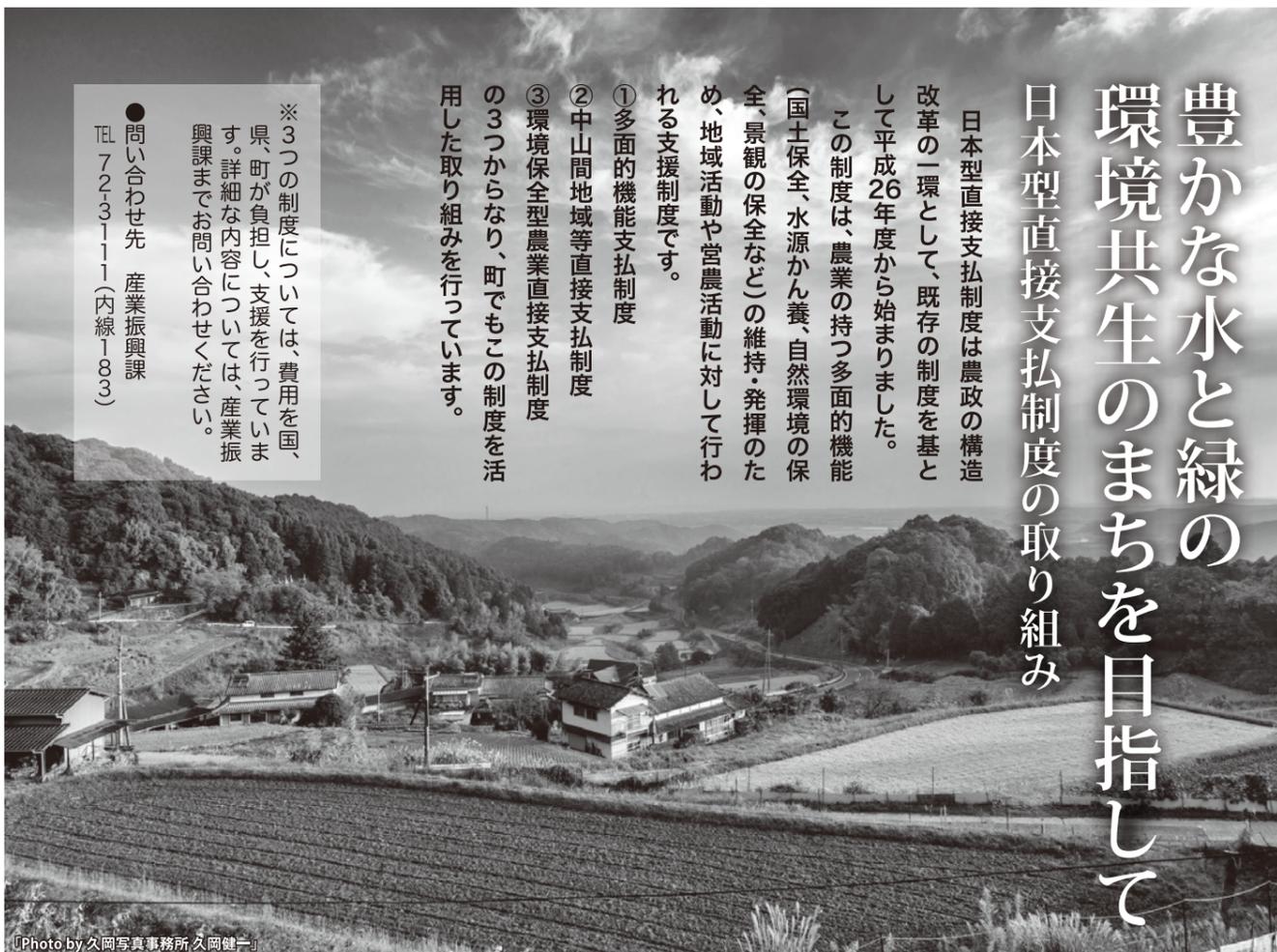
**● 女性・若者などの参画を得た取組み**

協定参加者に、女性、若者、NPOなどを1名以上新たにに加え、以下の活動を実施。

- ① 新規就農者による営農
- ② 農産物の加工・販売
- ③ 消費・出資の呼び込み

**● 集団的かつ持続可能な体制整備**

協定参加者が活動などの継続が困難となった場合に備え、活動を継続できる体制を構築。



「Photo by 久岡写真事務所 久岡健一」

特集

まちづくりの現場から

このコーナーは、上毛町第1次総合計画に掲げられた目標を実現するために、町が取り組んでいる事業のプロセスや課題などを毎月シリーズで紹介するものです。今月は、「日本型直接支払制度の取り組み」の現場からお届けします。

豊かな水と緑の環境共生のまちを目指して 日本型直接支払制度の取り組み

日本型直接支払制度は農政の構造改革の一環として、既存の制度を基として平成26年度から始まりました。この制度は、農業の持つ多面的機能(国土保全、水源かん養、自然環境の保全、景観の保全など)の維持・発揮のため、地域活動や営農活動に対して行われる支援制度です。

- ① 多面的機能支払制度
- ② 中山間地域等直接支払制度
- ③ 環境保全型農業直接支払制度

の3つからなり、町でもこの制度を活用した取り組みを行っています。

※3つの制度については、費用を町、県、町が負担し、支援を行っています。詳細な内容については、産業振興課までお問い合わせください。

● 問い合わせ先 産業振興課  
TEL 7233111(内線183)

中山間地域等直接支払制度

中山間地域などの条件不利地域(傾斜地など)と平地とのコスト差(生産費)を支援します。

中山間地域等直接支払制度は、農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するため、平成12年度から実施しており、平成27年度から第4期対策(平成27年度～平成31年度)が開始されています。

地域の方々が、地域で取り組んでいる農業生産活動は、洪水や土砂崩れを防ぎ、美しい風景や生き物のすみかを守っています。この活動は、住民全体に広く効果をもたらしています。

中山間地域などにおいては、高齢化や人口減少が著しく、農業や集落の維持を懸念する声もありますが、この制度を有効に活用し、農業生産の維持を通じて多面的機能の確保、地域の活性化に結びつけていただきたいと思います。

上毛町では8集落により、53haの農用地で本制度による活動が行われています。

多面的機能支払制度

多面的機能を支える共同活動を支援します。

農業・農村は、国土保全、水源かん養、自然環境保全、景観形成などの多面的機能を有しており、その利益は広く国民全体が享受していますが、近年、農村域の高齢化、人口減少などにより、地域の共同活動などによって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。また、地域の共同活動の困難化に伴い、担い手への水路、農道などの地域資源の維持管理の負担が増大し、担い手による規模拡大が阻害されることが懸念されています。

このため、平成26年度から「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業・農村のもつ多面的機能が適切に発揮できるようにするための地域活動や営農の継続などに対して支援を行っています。

今年度から新たに有野地区が加わり、現在町内で30組織が活動しており、水路・農道の草刈りやため池の泥上げなど、農地の維持管理などを行っています。

町内の活動組織(30組織)

宇野東区西区資源環境保全隊	土佐井中・東地域資源保全隊
吉岡地域資源保全隊	東下環境保全協議会
中村環境保全隊	土佐井西保全隊
矢方環境保全会	東上峯地域自然環境保全会
緒方区農地・水・環境保全向上活動組織	すがり谷保全の会
成恒地域資源保全団	上毛町原井地域自然環境保全会
大ノ瀬保全隊	百留地域資源保全隊
八ツ並地域資源保全の会	南区環境保全協議会
安雲東地域資源保全隊	北区環境を守る会
安雲西地域資源環境隊	下唐原東区地域資源保全隊
尻高下ノ下保全会	下唐原西1区地域資源保全隊
西友枝1区地域資源を守る会	下唐原西2区農地・水環境保全向上対策協議会
西友枝二区保全隊	垂水上区保全会
横川地域資源保全隊	下田井・新谷保全隊
西友枝4区環境保全向上活動グループ	有野環境保全会

環境保全型農業直接支払制度

環境保全効果の高い営農活動を行うことに伴う追加的コストを支援します。

平成26年に農業、農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、環境保全型農業直接支払制度は、多面的機能支払及び中山間地域等直接支払とともに日本型直接支払制度に位置付けられました。

平成27年からは、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づいて、地球温暖化防止や生物多様性保全など、自然環境保全に効果の高い営農活動に、地域でまとまりをもって取り組んだ農業者団体などを支援する制度となりました。

上毛町では、平成28年度から町全体で組織する「上毛町環境保全型農業推進協議会」を立ち上げ、この事業に取り組んでいます。

(1) 交付対象者

複数の農業者による任意組織や、複数の農業者及び地域住民などにより構成される任意組織など。

ただし、次の要件を満たしていること。

- ・主作物について販売を目的に生産していること。
- ・主作物についてエコファーマー認定または「ふくおかエコ農産物認証」を受けていること。
- ・農業環境規範に基づいて点検を実施していること。

(2) 対象農地

農業振興地域内の農地

(3) 対象となる営農活動及び交付単価

化学肥料及び化学合成農薬の使用を、福岡県の慣行レベルから5割以上低減する取り組みと、以下の取り組みのいずれかを組み合わせて行うことが必要となります。

- ・カバークロップ(緑肥)の作付け(8,000円/10a)
  - ・堆肥の施用(4,400円/10a)
  - ・有機農業(60,000円/10a)
  - ・地域特認取組(3,000円/10aか5)
- ※( )内は交付単価

